

西濃環境NPOネットワーク規約

(名称)

第1条 この団体は、西濃環境NPOネットワークと称する。

(事務所および運営事務局)

第2条 この団体は、事務所をNPO法人いびがわみずみずエコステーション(揖斐郡揖斐川町三輪 677 番地 2 の 2)内に置き、会の運営については、NPO法人いびがわみずみずエコステーションが行う。

(目的)

第3条 この団体は、生活環境および自然環境の保全を目的として活動する会員団体が行う事業をより充実したものとするための事業を実施することにより、会員相互の健全な発展に寄与し、西濃地域における循環型社会の構築および生物多様性など生態系の保全、環境保全、環境負荷の軽減などに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換および連絡・調整
- (2) 会員相互のイベント交流および協働事業の実施
- (3) 生活環境および自然環境の保全に関する研究会・研修会の実施
- (4) 関係行政機関との連携・協働に関する協議・提言・協働事業の実施
- (5) そのほかこの会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 この団体は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、西濃地域に事務所を置き、生活環境の保全または自然環境の保全を目的として活動するNPO法人およびこれに相当する団体とする。
- (2) 特別会員は、環境保全に関する有識者の中から会長が委嘱する。
- (3) 賛助会員は、趣旨に賛同する企業や事業所とする。

(入会)

第6条 この団体への入会および退会をしようとする者は、別に定める様式の届を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の届出があったときは、原則として入会および退会を認めなければならない。この場合において、会長は必要に応じて役員会議の議決を求めることができる。

(会費)

第7条 正会員は1年につき、2,000円の会費を入会時または総会時に納めなければならない。役員は、1年につき、2,000円の会費を入会時または総会時に納めなければならない。

賛助会員は、1年につき、10,000円・1口以上とする。

(役員)

第8条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 30人以内
- (4) 監事 若干名
- (5) 事務局長 1人

(任期)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第10条 役員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 会長は、この団体を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。

(3) 理事は、役員会議に出席し、会の運営にあたる。

(4) 監事は、会計を監査する。

(5) 事務局長は、この団体の事務を統括する。

(総会)

第11条 総会は年1回開催し、事業計画、事業報告、予算、決算、役員改選、規約改廃その他重要な事項を審議する。出席正会員の過半数をもって議決する。

2 臨時総会は、必要に応じて会長が召集する。

(コア会議)

第12条 コア会議は会長が召集し開催する。出席役員過半数をもって議決する。

2 コア会議は会長・副会長・監事・事務局長および事務局をもって構成し次のことを審議する。

(1) 役員会に付議すべき事項。

(2) 総会が議決した事項の執行に関する事前調整。

(3) そのほか役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会議)

第13条 役員会議は会長が召集し、開催する。出席役員過半数をもって議決する。

2 役員会議は、会長、副会長、理事、監事、事務局長および事務局をもって構成し、次のことを審議する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会が議決した事項の執行に関する事項。

(3) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(プロジェクト実行委員会)

第14条 正会員は、本会の目的を達成するために、必要に応じて役員会議の議決を経て、プロジェクト実行委員会を立ち上げることができる。

(事業年度)

第15条 この団体の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(解散)

第16条 この団体が解散するときは、総会において出席正会員の過半数をもって議決する。残余財産については特定非営利活動団体に帰属する。帰属先は総会で定める。

(補足)

第17条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、役員会議で別に定める。

附則

この規約は、平成18年11月4日から施行する。

この規約は、平成19年11月7日から改正する。